特許法等の一部を改正する法律について

平成 2 0 年 4 月 経 済 産 業 省 特 許 庁

1 .法律改正の目的

知的財産権の戦略的な活用を促進する観点から、通常実施権等に係る登録制度の見直しを行うとともに、迅速かつ適正な権利の保護のための環境整備を図るため、不服審判請求期間及び特許関係料金の見直し等を行う。

2. 法律改正の概要

知的財産権の戦略的な活用の促進と、迅速かつ適正な権利保護の観点から、 特許法、実用新案法、意匠法、商標法及び工業所有権に関する手続等の特例 に関する法律について、以下のような措置を講ずる。

(1)通常実施権等登録制度の見直し(特許法・実用新案法)

特許の出願段階におけるライセンス(他者への実施許諾)を保護する ための登録制度を創設。(登録によりライセンシーが第三者対抗力を 具備。)

特許権・実用新案権に係る通常実施権の登録事項のうち、秘匿の要望が強い登録事項(ライセンシーの氏名等、通常実施権の範囲)の 開示を一定の利害関係人に限定。

(2) 不服審判請求期間の見直し(特許法・意匠法・商標法)

特許制度において、拒絶査定不服審判請求期間(現行:30日以内)を「3月以内」に拡大。また、権利を求める技術的範囲(特許請求の範囲)等の補正可能時期(現行:審判請求から30日以内)を、審判請求と同時にのみ可能と変更。

意匠制度と商標制度において、拒絶査定不服審判と補正却下決定不服 審判に係る審判請求期間(現行:30日以内)を「3月以内」に拡大。 (3)優先権書類の電子的交換の対象国の拡大(特許法・実用新案法) 出願人の利便性向上及び行政処理の効率化の観点から、優先権書類の 電子的交換を世界的に実現するため、優先権書類の発行国のみならず、 その他の国や国際機関で電子化された優先権書類のデータの受け入れ についても可能とする。

最初に出願した国(第一国)への出願日がその後に出願した他の国での審査上の判断基準日となることを証明する書類。

(4)特許・商標関係料金の引き下げ(特許法・商標法) 中小企業等の負担感の強い10年目以降の特許料を重点的に引き下げ るなど、特許料を引き下げる。(平均12%の引き下げ) 諸外国と比較して高額であり、中小企業等の利用割合の高い(件数で 36%)商標の設定登録料等を引き下げる。(平均43%の引き下げ)

(法施行5年経過後に、料金関係規定の施行状況について検討を行う こととしている。)

(5)料金納付の口座振替制度の導入(工業所有権に関する手続等の特例に 関する法律)

国庫金の電子決済インフラの整備に伴い、特許料等の料金の納付手続の簡素化を図る観点から、料金納付について、銀行口座からの振替えによる納付制度を導入。

特許法等の一部を改正する法律の概要

知的財産権の戦略的な活用を促進する観点から、通常実施権等に係る登録制度の見直しを行うとともに、迅速かつ適正な権利 の保護のための環境整備を図るため、不服審判請求期間、特許関係料金の見直し等を行う。

. 通常実施権等登録制度の見直し

特許の出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設 特許法

・大学TLOや中小・ベンチャー企業等で活用ニーズが強い「特許の出願段階における ライセンス(他者への実施許諾)」を保護するための登録制度を創設。 (登録によりライセンシーが第三者対抗力を具備。)

現行の通常実施権登録制度の活用に向けた見直し、特許法・実用新案法

- ・ライセンスの拡大等によるライセンシー保護の必要性の高まりを踏まえ、特許権・実用新案権に係る通常実施権の登録事項のうち、秘匿の要望が強い登録事項
- (ライセンシーの氏名等、 通常実施権の範囲)の開示を一定の利害関係人 に限定。 ライセンサー、ライセンシー、対象特許権の取得者、破産管財人等。

, 不服審判請求期間の見直し

特許法·意匠法·商標法

拒絶査定(特許しない旨の審査結果)を受けた出願人の手続保障等の観点から、以下の措置を講ずる。

< 特許 >

- ・拒絶査定不服審判請求期間(現行:30日以内)を「3月以内」に拡大。
- ·権利を求める技術的範囲(特許請求の範囲)等の補正可能時期(現行:審判請求から30日以内)を、審判請求と同時にのみ可能と変更。

< 意匠·商標 >

・拒絶査定不服審判と補正却下決定不服審判について、審判請求期 間(現行:30日以内)を「3月以内」に拡大。

特許・商標関係料金の引き下げ

特許法·商標法

中小企業等の負担感の強い10年目以降の特許料の重点的引き下げを含む特許料の引き下げ(平均12%の引き下げ)。

諸外国と比較して高額であり、中小企業等の利用割合の高い(件数で36%)商標の設定登録料等の引き下げ(平均43%の引き下げ)。

[料金引き下げ前後における費用比較]

(特許(権利を10年間維持)

商標(権利を10年間維持)

< 現在 > 49万円 < 改定後 > 44万円 特許(権利を20年間維持) <現在>13万円 <改定後>7万円

〈現在 > 168万円 〈改定後 > 134万円

(法施行5年経過後に、料金関係規定の施行状況について検討を行うこととしている。)

. 優先権書類の電子的交換の対象国の拡大

破産、事業譲渡等

特許権者

(ライセンサー)

通常実施権許諾契約

(ライセンス契約)

特許法·実用新案法

譲受人等

世界的な特許出願の増大に対応して、出願人の利便性向上及び行政処理の効率化の観点から、優先権書類 の電子的交換を世界的に実現するため、優先権書類を電子的に交換できる対象国を拡大。

通常実施権者

↑現 行:優先権書類の発行国(第一国)で電子化されたデータの受け トーニートルで可能。

改正後:第一国以外の国や国際機関(WIPO等)で電子化されたデータの受け入れも可能。

最初に出願した国(第一国)への出願日がその後に出願した他の国(第二国)での審査上の判断基準日となることを証明する書類。

. 料金納付の口座振替制度の導入

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律

現行の通常実施権登録制度

権利の移転

(ライセンシー) (事前に特許庁に登録すれ

差止·損害賠償請求

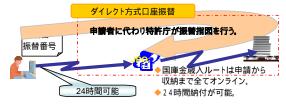
契約解除

ば第三者対抗力を具備)

国庫金の電子決済インフラの整備に伴い、特許料等の料金の納付 手続の簡素化を図る観点から、料金納付について、銀行口座からの 振替えによる納付制度を導入。

(平成21年1月運用開始予定)

(注)我が国の特許·実用新案のオンライン出願率は、97%。



. 通常実施権等登録制度の見直しについて



対 特許権等が移転した場合でも従前のライセンスに基づ 応 〈事業継続を保護するため、通常実施権等の登録制度 の見直しを行う。

特許の出願段階におけるライセンスに係る登録制度の創設

目的

特許成立前の「出願段階における発明」の活用(ライセンス等)が拡大している。特に、大学TLOや中小・ベンチャー企業等ではその活用ニーズが強い。このため、<u>特許の出願段階のライセンスを保護する制度を創設</u>することにより、<u>発明のより早期の活用に資</u>するための制度整備を行う。

特許の出願段階におけるライセンスに係る登録とその効果<特許法>

特許の出願段階におけるライセンスを保護するための登録制度を創設し、登録によりライセンシーが第三者対抗力を備えることを可能とする。

録

出願段階におけるライセンス

- ・特許が成立した場合に通常実施権・専用 実施権となるべき権利(仮通常実施権・ 仮専用実施権)を出願段階に予め設定。
- ·特許権者から補償金の請求を受けずに 出願段階から発明の実施が可能。

効果

- ・特許を受ける権利が譲渡されても、ライセンシーは譲受人(新権利者)に対抗できる。
- ・特許を受ける権利者が破産した場合 でも、ライセンシーはライセンス契約を 解除されない。

特許出願中及び特許権の移転件数 特許を受ける権利 特許権 現発明 出願 特許登録 出願公開 □ 出願中の権利の移転 (出願段階におけるライセンスの登録制度なし) 行 通常実施権 契約 登録 通常実施権 仮通常実施権 特許を受ける 権利が移転 登録をしていれば、譲受人に 対抗できる 特許を受ける 登録をしていれば、ライセンス 1997年 1998年 1999年 2000年 2001年 2002年 2003年 2004年 2005年 2006年 (出典 特許庁 1007年版特許行政年次報告書)及び特許庁場 契約を解除されない

現行の通常実施権登録制度の活用に向けた見直し

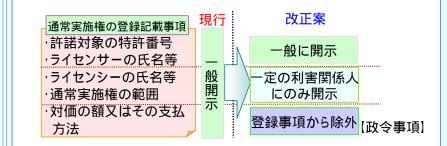
目的

ライセンシー保護の必要性が高まる中、現行の通常実施権等の登録制度について、 ライセンスの内容の秘匿化ニーズに対応した見直しを行い、登録制度をより利用しやすいものとすることにより、ライセンシー保護に資するための制度整備を行う。

登録記載事項とその開示く特許法・実用新案法>

特許権・実用新案権に係る通常実施権の登録事項のうち、秘匿の要望が強い登録事項(ライセンシーの氏名等、通常実施権の範囲)の開示を一定の利害関係人に限定する。

(注)専用実施権は、設定された範囲で独占排他性を有する強い権利であり、その設定は第三者に与える影響が大きいことから、登録事項は現行どおりすべて開示する。



利害関係人: 【政令事項】 ライセンサー及びライセンシー

対象特許権又は専用実施権の取得者、質権者、差押債権者、仮差押債権者

これらの者の財産管理処分権者(破産管財人等)

. 不服審判請求期間の見直しについて

現行制度の概要:出願から審査・審判までの流れ(特許)

審判 知的財産高等裁判所 拒絶查定 拒絶查定不服審判 出願審査の請求 審 2.6万件/年 (13万件/年) 查 書決取消 無効審判 特許查定 訴訟 (41万件/年) (26万件/年) 270件/年 約350件/年 (13万件/年)

注)・2006年の数値

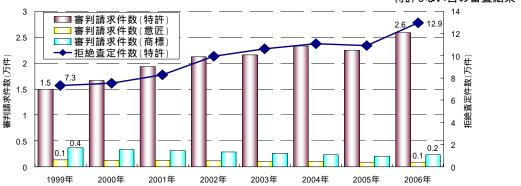
見直しの背景

・ここでの「審査」の件数は、最終処分された案件のうち、拒絶査定又は特許査定された案件数のみを示す一次審査件数(2006年で29万件)とは異なる点に注意。

見直しの背景

特許審査の迅速化に伴い拒絶査定 件数が増加し、審判請求件数も増加

特許しない旨の審査結果



特許庁(審判部)では、審判の役割を踏まえ、このような状況下でも審理の迅速化・充実(質向上)に資する取組を実行

迅速化に向けた取組: まとめ審理、審判調査員等の活用、審査・審判の判断基準の統一、審判請求があった場合の前置審査(補正があったものについての審査官による審査)の活用 等

審理の充実(質の向上)に向けた取組:「審判参与会(仮称)」の設置、司法判断との判断基準の統一(審判官への判決報告による判決レビュー)等

一方、利用者からは、審判請求の当否を判断するには、現在の請求期間(30日以内)が短いとの指摘

諸外国の例 米国:3月、欧州:2月、中国:3月

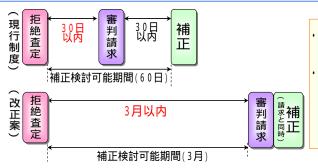
国内の他の行政不服申立制度の例

行政不服審査法の審査請求期間:60日(<u>19年7月の「行政不服審査制度検討会最終報告書」では、同請求期間を「3か月」に延長する方針が示されている。</u>)、公正取引 委員会の命令等に対する不服審判請求期間:60日、国税不服審判の請求期間:2月

利用者の手続保障の観点から請求期間等を見直し

特許の拒絶査定不服審判請求期間等の見直しく特許法>

審判請求期間(現行:30日以内)を「3月以内」に拡大する。 権利を求める技術的範囲(特許請求の範囲)等の補正が可能な時期(現行:審判請求か ら30日以内)を、審判請求と同時にのみ可能と変更する。



・補正検討可能期間が延びることで、十分に 補正内容を検討した上で審判請求が可能。 ・審判請求と同時に補正が提出され、請求 時点で権利を求める範囲が決まるため、 その出願を監視している第三者の監視負 担も過度とならない。

意匠制度・商標制度の審判請求期間の見直し<意匠法・商標法>

意匠制度と商標制度における拒絶査定不服審判 ¹と補正却下決定不服審判 ²についても、審判請求期間(現行: 30日以内)を「3月以内」に拡大する。

- 1 特許制度の場合と同様、審査の結果が拒絶査定であった場合 に不服を申し立てることができる制度。 2 意匠では図面等、商標では指定商品・役務や商標等に関してな
- 2 意匠では図面等、商標では指定商品・役務や商標等に関してなされた補正が、審査官により違法と判断され、その補正が却下すべきものと決定された場合に不服を申し立てることができる制度。 (なお、特許制度と異なり、意匠制度や商標制度においては、出願等が審査や審判に係属している間にいつでも補正が可能。)

グローバル出願が増加する中、内容が重複した特許出願を各国特許庁が個別に審査。 (日米欧の受付件数97万件のうち、24万件(1/4)が重複出願)

重複審査に伴う非効率是正のため、**国際的なワークシェアリングの推進**が必要不可欠。 そのような中、各国特許庁間で情報共有を図ることができるよう、その基盤となる電子 化されたネットワークの整備を推進することが重要。

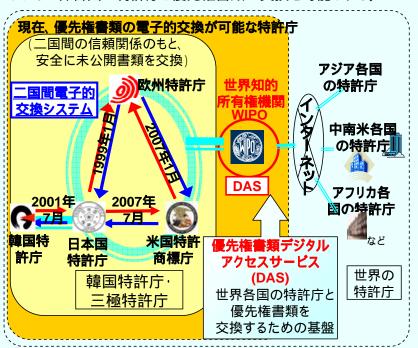
各国特許庁間で優先権書類 の電子的交換を行うことにより、出願人の手続負担を軽減するとともに、特許庁側も、優先権書類を電子データとしてシステムに蓄積・交換できるようになり、国際的な事務処理負担の軽減につながる。

最初に出願した国(第一国)への出願日がその後に出願した他の国(第二国)での審査上の判断基準日となることを証明する書類。

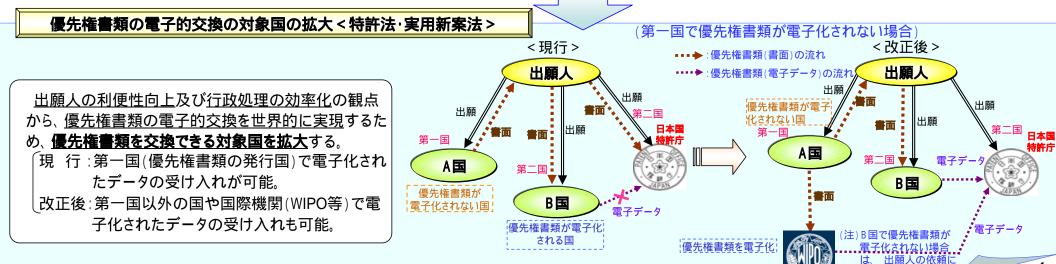
現在、二国間における優先権書類の電子的交換については、日米欧韓を中心に実現。しかしながら、このような二国間での枠組みを各国特許庁との間で個別に構築していくことは困難であるため、2007年9月、世界知的所有権機関(WIPO)を中心に、世界的な優先権書類の電子交換のためのアクセスサービスを世界的に拡張することが合意(優先権書類デジタルアクセスサービス)。

優先権書類デジタルアクセスサービス

各国特許庁が世界知的所有権機関(WIPO)と優先権書類の電子的交換を行うネットワークを構築することで、WIPOを仲介として世界各国の特許庁と優先権書類の交換を可能とする。



より、WIPOで電子化

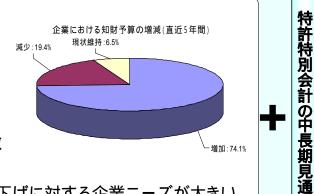


. 特許・商標関係料金の引き下げについて

知的財産戦略は事業戦略、研究開発戦略と一体となりつつあり、企業の知財活動費も増加。研究費回収のため、料金面から権利を相当期間保有できるような環境整備が求められている。

ブランド価値の創造が重要となってきており、商品・サービスの出所を表示し、その質を保証する機能を有する商標の重要性も増大。企業活動のグローバル化に伴い、企業が複数国への商標出願を求められている。

10年目以降の特許料、商標更新登録料を中心に料金引き下げに対する企業ニーズが大きい。



現行料金体系下で、特許特別会計の中長期的な見通しを行ったところ、予想を上回る審査請求に伴う特許料収入増加による歳入増、新システム導入による機械化経費の削減に伴う歳出減等により、今後、引き下げが可能となる見込み(特許部門で55億円、商標部門で155億円、計210億円(年平均))。

(特許特別会計は、出願料、審査請求料の納付と審査実施との間にタイムラグがあること等から中長期的な収支の均衡を図っている。)

特許・商標関係料金の引き下げく特許法・商標法>

【特許部門】

後年次における特許料が諸外国よりも高額であること、中小企業から後年次における特許料について負担感が強いとの指摘を受けていること から、10年目以降の特許料の重点的引き下げを含む特許料の引き下げ(平均12%の引き下げ)を行う。

【商標部門】

諸外国と比較して出願料、設定登録料及び更新登録料が高額となっていること、更新登録料について出願人からの引き下げニーズが特に強いことから、**更新登録料の重点的引き下げを含む中小企業等の利用割合の高い(件数で36%)商標設定登録料等の引き下げ(平均43%の引き下げ**)を行う。

特許については、出願料(政令事項)・特許料、商標については、出願料(政令事項)・設定登録料・更新登録料等の引き下げを行う予定。

【特許関係料金】

特許料

IVALT		
	現行料金	新料金(案)
第1年~第3年	2,600+請求項数×200円	2,300+請求項数×200円
第4年~第6年	8,100+請求項数×600円	7,100+請求項数×500円
第7年~第9年	24,300+請求項数×1,900円	21,400+請求項数×1,700円
第10年以降	81,200+請求項数×6,400円	61,600+請求項数×4,800円

(参考)出願料 < 政令改正事項 >

出顧料

山原有个		
	現行料金	新料金(案)
特許出願	16,000円	15,000円

【商標関係料金】

設定登録料

	現行料金	新料金(案)
商標登録出願	区分数×66,000円	区分数×37,600円
商標登録出願(分納	区分数×44,000円	区分数×21,900円
防護標章登録出願	区分数×66,000円	区分数×37,600円

2001年3011		
	現行料金	新料金(案)
商標登録出願	区分数×151,000円	区分数 × 48,500円
商標登録出願(分納	区分数×101,000円	区分数×28,300円
防護標章登録出願	区分数×130,000円	区分数×41,800円

国際登録に基づく商標権の個別手数料

日本立跡に至っては水性の自治力が下		
	現行料金	新料金(案)
個別手数料	4,800+区分数 × 15,000円	2,700+区分数×8,600円
	区分数×66,000円	区分数×37,600円
更新登録料	区分数×151,000円	区分数×48,500円

(参考)出願料 < 政令改正事項 >

	現行料金	新料金(案)
商標登録出願	6,000+区分数×15,000円	3,400+区分数 × 8,600円
防護標章登録出願	12,000+区分数 × 30,000円	6,800+区分数 x 17,200円

料金引き下げ前後における費用比較

特許(権利を10年間維持)

<現在>49万円 <改定後>44万円

特許(権利を20年間維持)

<現在>168万円 <改定後>134万円

商標(権利を10年間維持)

<現在>13万円 <改定後>7万円

(更新登録料も引き下げ。)

特許権の平均維持期間は、約9年間。

本試算は、特許については請求項数を6とし、出願料・審査 請求料・特許料をもとに計算し、商標については区分数を1.5 とし、出願料・設定登録料・更新登録料をもとに計算した。

(法施行5年経過後に、料金改定規定の施行状況について検討を行うこととしている。)

. 料金納付の口座振替制度の導入について

オンライン出願と納付方法の実情

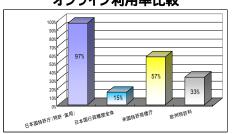
産業財産権情報の電子化

我が国特許庁は、世界に先駆けてペーパーレス化を推進。

ネットワークインフラの活用を図ることで、制度利用者の利便性向上 オンライン出願の促進

特許電子図書館(IPDL)やインターネットを利用した公報の発行

オンライン利用率比較



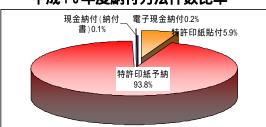
他方、納付

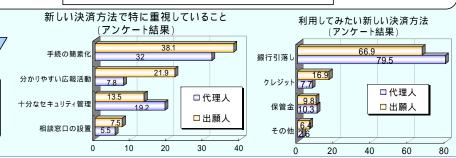
方法は

納付方法の実情

国庫金について電子決済インフラが未整備であったため、<u>料金</u>納付件数の<u>99.7%</u>は非電子的である特許印紙。

平成18年度納付方法件数比率





利用者のニーズ

料金納付に係る手続の簡素化に対する利用者のニーズは強く、そのうち、新たな決済方法として、「銀行口座自動引き落とし」を希望する利用者が多い。

手数料等の納付における電子化

特許庁等の働きかけにより、平成19年2月、国庫金についてリアルタイム口座振替を可能とする電子決済インフラが整備。 (国庫金徴収における特許庁・財務省・日本銀行・金融機関間の事務処理のオンライン化が可能となる。)

特許庁が申請者に代わり、金融機関に対し手数料の振替指図を行うことが可能となることから、申請者は24時間、オンライン申請により、申請と同時に手数料の納付(リアルタイム口座振替)が可能に。

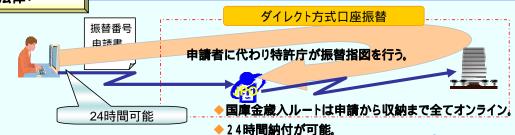
料金納付の口座振替制度の導入<工業所有権に関する手続等の特例に関する法律>

特許料等の料金の納付手続の簡素化を図る観点から、料金納付につい

て、銀行口座からの振替えによる納付制度を導入。

(平成21年1月運用開始)

そのため、料金納付に係る口座振替に関する手続規定を整備。



6